

社会福祉法人 川崎町社会福祉協議会  
通所介護・第1号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人川崎町社会福祉協議会が開設する川崎町社会福祉協議会通所介護事業所及び介護予防通所介護事業所・第1号通所事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護・第1号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防通所介護・第1号通所事業にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護・第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによつて、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防通所介護及び指定第1号通所事業の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 社会福祉法人 川崎町社会福祉協議会
- ② 所在地 宮城県柴田郡川崎町大字前川字北原23-1  
(川崎町健康福祉センター内)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務：生活相談員と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者

生活相談員 3名（常勤兼務3名：管理者と兼務1名、介護職員と兼務2名）  
看護職員 2名（常勤兼務1名：非常勤兼務1名：機能訓練指導員と兼務）  
介護職員 10名（常勤専従7名、常勤兼務2名：生活相談員と兼務、非常勤兼務  
1名：訪問介護事業所訪問介護員と兼務）  
機能訓練指導員 2名（常勤兼務1名：非常勤兼務1名：看護職員と兼務）  
従業者は、指定通所介護及び指定介護  
予防通所介護・第1号通所事業の提供に当たる。

③ その他

調理職員 4名（栄養士1名、非常勤専従3名）  
送迎員 3名（非常勤専従3名）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始については別途取決め告知する。
- ② 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前8時15分から午後4時45分までとする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護・指定第1号通所事業の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

40名（通常規模）

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護・指定第1通所事業の内容及び利用料等）

第7条 事業の内容は次のとおりとし、利用料の額については当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定第1号通所事業を提供した場合は市町村長が定める基準によるものとする。当該指定介護予防通所介護及び指定介護予防通所介護・指定第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴（一般浴、リフト浴）
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ（介護予防、通所型サービス）

- 2 食費は、1回につき750円を徴収する。
- 3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、川崎町、村田町、大河原町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各項に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に

養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を年1回以上及び、訓練を年1回以上実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業所は提供した指定通所介護に対する利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(身体拘束等)

第16条 事業所は、原則として利用者に対する身体拘束を廃止する。万一、利用者又は他の利用者、従業者の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、全ての指定通所介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 事業所は必要な記録、帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間はサービス提供の日から5年間とする。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人川崎町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。